

# 令和8年8月採用インクルーシブ教育支援相談員（会計年度任用職員）採用選考 実施要領

令和8年6月1日  
世田谷区教育委員会

## 1 職務内容

- (1) 世田谷区立小・中学校（以下「区立学校」という。）への巡回訪問及び校内委員会への参加等に関する事。
- (2) 配慮や支援を要する児童・生徒の学校生活上の支援計画、支援体制、学級経営、保護者対応等に関する教職員への助言等に関する事。
- (3) 配慮や支援を要する児童・生徒の支援体制構築に向けた区立学校と関係機関との調整に関する業務の補助に関する事。
- (4) 配慮や支援を要する児童・生徒に関する教職員への研修・事例検討会等の実施に関する業務の補助に関する事。
- (5) その他インクルーシブ教育支援相談員の職務に関し、所属長の指示する事項。

## 2 応募資格

以下の要件をいずれも満たすもの

- (1) 通算20年以上の教員経験を有する者。
- (2) 任用期間において、世田谷区で「会計年度任用職員制度の『職』」として他に任用される予定がないこと。
- (3) 以下の欠格条項に該当しない者。

### \*【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

\*平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は応募できない（心神耗弱を原因とするもの以外）。

## 3 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年8月1日～令和9年3月31日  
※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用を行う制度あり。

- (2) 勤務日数 年128日(月5日から20日の範囲で所属長が指定する。)  
※翌年度に再度の任用を行った場合は年192日勤務となる。
- (3) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(実働7時間45分勤務、1時間休憩あり。)  
※原則超過勤務は無いが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務を要することがある。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給する。
- (4) 勤務場所 世田谷区教育委員会事務局 支援教育課  
世田谷区若林5-38-1 世田谷区立教育総合センター
- (5) 報 酬 月額297,122円(地域手当相当分含む。)  
※一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給する。  
※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合あり。  
※交通費別途支給(月額上限55,000円)
- (6) 社会保険等 健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用あり。
- (7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。
- (8) 休 暇 年次有給休暇 年9日(任用開始月による減あり。)  
夏季休暇 年3日(任用開始月による減あり。)  
※その他慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度あり。
- (9) 身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)
- (10) そ の 他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがある。  
②勤務場所は、原則敷地内禁煙。

#### 4 募集人数

若干名

#### 5 申込期間

令和8年6月1日(月)から6月19日(金)午後5時(必着)

#### 6 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接

・日程：令和8年6月30日(火)予定

※面接時刻は第1次選考の結果通知に記載予定

・会場：世田谷区立教育総合センター(世田谷区若林5-38-1)

#### 7 選考結果

第1次選考結果 令和8年6月24日(水)頃発送予定

第2次選考結果 令和8年7月2日(木)頃発送予定

※選考結果に関する問い合わせには一切回答しない。

## 8 申込方法

- (1) 下記「10 問合せ先」窓口へ所定の①採用選考申込書、②世田谷区における勤務経歴等確認票及び③教員免許状の写しの3点を持参、郵送又は区ホームページ掲載の専用フォーム（LoGoフォーム）より提出する。
- (2) 提出された「採用選考申込書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」に事実相違があった場合は、不合格とする。
- (3) 選考書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、選考目的以外には使用しない。また、選考書類は返却しない。

## 9 申込書等の配布

区ホームページからのダウンロード、又は下記「10 問合せ先」窓口での配布。

※区ホームページ

○URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/03686/28753.html>

○ページID : 28753

## 10 問合せ先

世田谷区教育委員会事務局 支援教育課

電話03(6453)1512

〒154-0023 世田谷区若林5-38-1 世田谷区立教育総合センター1階